

競技会規則・第2部 役員

CR 2
CR 3

CR 3. 国際競技会役員

3.1 ワールドランキングコンペティション定義1. (a)、(b)、(c)、(d)と2. (a)、(b)、(c)、(d)に該当する競技会では以下の国際競技会役員をおく。

3.1.1 組織代表

3.1.2 技術代表

3.1.3 医事代表

3.1.4 アンチ・ドーピング代表

3.1.5 ワールドアスレティックス・レフェリー (WAレフェリー)

3.1.6 ワールドアスレティックス競歩審判員 (WA競歩審判員)

3.1.7 国際道路コース計測員

3.1.8 ワールドアスレティックス・スターター (WAスターター)

3.1.9 ワールドアスレティックス写真判定員 (WA写真判定員)

3.1.10 ジュリー

それぞれの部門の役員数および、いつ、どのように、そして誰によって任命されるかは、WA (あるいはエリア陸連) 競技規則に示されている。

ワールドランキングコンペティション定義1. (a)、(d)、(e)に該当する競技会では、カウンスルは広告コミッショナーを指名することができる。

ワールドランキングコンペティション定義2. (a)、(c)、(d)、(e)に該当する競技会では、役員の指名は当該エリア陸連によってなされる。ワールドランキングコンペティション定義1. (c)に該当する競技会は主催者によって、ワールドランキングコンペティション定義3. に該当する競技会では当該加盟団体によってなされる。

〔注意〕

i 国際競技会役員は、明確に区別できる服装または腕章を着用する。

- ii CR3.1.5から3.1.9に定義される国際競技会役員は、適用される WA 方針により、分類される場合がある。

本条や CR2.2により WA またはエリア陸連から任命された各役員の旅費と宿泊費は、関連する規程に従って、各役員に支払われる。
〔国内〕

CR4から CR12までは、必要に応じて国内競技会においても準用する。

CR 4. 組織代表

組織代表は常にその大会の主催者と緊密な連携を維持し、カウンスル（またはエリア陸連、または競技会統括団体）に定期的に報告しなければならない。必要に応じて、加盟団体や主催者の義務および財政面の責任に関する案件を処理しなくてはならない。組織代表は技術代表と協力して任務にあたる。

CR 5. 技術代表

5.1 技術代表は主催者と連絡をとりつつ、必要とされるあらゆる支援を行うことが任務であり、競技運営に関する全てについて、WA 競技規則と WA 陸上競技施設マニュアルに完全に合致して行われるようにする責任がある。

招待競技会を除き、指名された技術代表は以下のことを行わなければならない

- 5.1.1 主催者に対し競技日程と参加標準記録の提案書を確実に提出する。
- 5.1.2 使用できる投てき用具（投てき物）の一覧表および競技者個人所有の投てき用具（投てき物）や供給業者提供の投てき用具（投てき物）の使用可否の承認を行う。
- 5.1.3 参加加盟団体に対し、競技実施まで十分な余裕の期間において、適用する競技注意事項等を確実に提示する。
- 5.1.4 競技を実施するにあたって必要となる全ての競技運営準備全般に責任を持つ。
- 5.1.5 参加申込みを統括し、競技規則上の理由または TR8.1に

- 従って参加を拒否する権限を持つ（競技規則以外の理由での拒否については、WAが特定のエリア陸連または競技会統括団体が決定する）。
- 5.1.6 フィールド競技の予選通過標準記録とトラック競技における予選ラウンド設定の基準を決定する。
- 5.1.7 競技規則や適用する競技注意事項等に従い、全ての種目でシード分けおよび抽選を行い、スタートリストを承認する。
- 5.1.8 競技前に発生した問題や、競技規則や競技注意事項等であらかじめ取決めがなされていなかったあらゆる問題に対して、主催者と共に決定する。
- 5.1.9 関係する審判長や競技会ディレクターとの協議も含め、競技規則や競技注意事項等であらかじめ取決めがなされていなかった問題に対して、あるいは競技中に発生したあらゆる問題に対して、あらゆる事項に関する決定を行う。また、競技会全体あるいは一部を継続するために、参加している競技者の公平性を確保するために、競技規則や競技注意事項等に規定されていない運営が必要な場合の決定を行う。
- 5.1.10 要請があった場合は監督会議の議長を務め、審判長に必要な指示を与えなければならない。
- 5.1.11 競技会前には競技会準備状況報告書を、競技会後には今後への提言を含む競技会実施報告書を、書面で提出する。招待競技会に指名された技術代表は、必要な支援やアドバイスを主催者に行ない、競技会実施報告書を書面で提出する。技術代表に関する情報はWAのウェブサイトから入手可能なThe Technical Delegates Guidelinesにより提供される。

CR5（およびCR6も同様に）は、それぞれの代表（技術代表や医事代表など）および国際技術役員の役割と義務に関する現行の慣行を、よりよく理解されるよう設けられている。これらは、特に予期せぬ出来事に関して、そしておそらく最も重要なこととして、競技者への医事対応が特に競技場外の競技（道路競技等）で発生した時に、

技術代表および医事代表（または彼らによって委任された者）が競技の実施に関して持っている権限を明確にすることを目的としている。但し、審判長の責任と権限の範囲内にある競技規則に基づく全ての事項はそのままである。競技規則に対する技術代表や医事代表の権限強化は、この状況（審判長の権限）の変更と見なすべきではなく、規則に明記されていない状況を解決するためと理解すべきである。

CR 6. 医事代表

6.1 医事代表は以下のことを行う。

- 6.1.1 全ての医事関連事項について、最終判断の権限を持つ。
- 6.1.2 競技実施場所、練習場、ウォーミングアップエリアにおける医事関係の検査、治療、救急処置についての十分な設備の設置、また競技者が滞在している場所での TR6.1 の要件を満たし遵守した医療関係サービスを確実に提供する。
- 6.1.3 TR4.4 に従い、診療を行い、診断書を発行する。
- 6.1.4 競技者に対し、競技開始前に出場を止めさせ、競技中でも競技を中止させる権限を持つ。

〔注意〕

- i CR6.1.3 及び 6.1.4 の権限は、医事代表（任命されていない場合や不在の場合も含む）から主催者によって任命された 1 名ないし複数の医師に委譲することができる。そうした医師は腕章やベスト、周囲と区別できる服装を着用する。医事代表が任命された医師が直ちに競技者の診療ができない場合には、審判員や大会関係者に対して、自分に代わって行動するように指示を与えることができる。
- ii CR6.1.4 によって出場を止めさせられたり、競技を中止させられたりした競走競技出場者または競歩競技出場者の結果は、DNS か DNF として記録される。この指示に従わない競技者は失格となる。
- iii CR6.1.4 によって出場を止めさせられたり、競技を中止させられたりしたフィールド競技出場者が試技をしていなかった

場合の結果は、DNSとして記録される。但し、試技を行った場合にはその試技の結果は有効であり、競技者はその結果に従って扱われる。この指示に従わない競技者は失格となり、その種目においてそれ以後、競技する権利を失う。

- iv CR6.1.4 によって出場を止めさせられたり、競技を中止させられたりした混成競技の競技者の結果は、もし最初の種目に出場していなければ DNSと記録される。但し、最初の種目にスタートしていれば TR39.10が適用される。この指示に従わない競技者は失格となり、その種目においてそれ以後、競技する権利を失う。

〔国内〕

1. 主催者によって任命された医師は、競技者の生命・身体保護の観点から、競技中止を命じることができる。医師から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。
2. 医務員は、競技者の生命・身体保護の観点から、競技者が競技を行うことに問題があると認めた場合、直ちに審判長に報告しなければならない。

競技会に参加する全ての参加者の安全衛生は、WA、各加盟団体、競技会主催者にとって最優先事項である。これらの重要な任務を果たすためには、医事代表の役割において、尊敬され、資格のある人物の専門知識を利用することが不可欠であり、特に、医事代表（あるいは医事代表または主催者によって承認された者）が他の任務の中で医学的理由から必要と考える場合、競技者を競技会から除外させる責任を負う。医事代表（または医事代表の要求に応じて行動する医師）の権限は、全ての競技に適用されることに注意することが重要である。

特に CR6.1.3および6.1.4に基づく職務に関して、医事代表（およびその代わりに行動する権限を与えられた者）、技術代表、および競技会ディレクターとの間に確かな通信システムと手順があることが不可欠である。これらの連携は、スタートリスト、競技結果そして競技運営に直接影響するからである。

CR7. アンチ・ドーピング代表

アンチ・ドーピング代表は主催者と連絡を取り、ドーピングテストを行う適切な施設を整えなければならない。同代表は、ドーピングコントロールに関する事項について責任を負う。

CR8. WAレフェリーとJTO（日本陸連技術委員）

8.1 技術代表はWAレフェリーが任命されている競技会で、事前に主催団体によって主任が任命されていなければ、WAレフェリーの中から主任を任命しなければならない。主任は技術代表と協力して可能な限り実施される各種目にそれぞれ1人のWAレフェリーを任命しなければならない。WAレフェリーは担当する各種目の審判長を務める。

8.2 クロスカントリー競走・道路競走・マウンテンレース・トレイルランニングにおいてWAレフェリーが指名されたら、WAレフェリーは主催者に必要な支援を行う。WAレフェリーは自身に割り当てられた競技種目が行われている間は、常に競技場所にいないてはならない。WAレフェリーは競技が競技規則と競技注意事項等ならびに技術代表の最終的決定に従って行われていることを確認する。WAレフェリーは割り当てられた各種目の審判長となる。

WAレフェリーに関する情報はWAのウェブサイトから入手可能な the World Athletics Referee Guidelinesにより提供される。

〔国内〕

1. 本連盟が主催する競技会には原則としてJTO（Japan Technical Official）をおく。JTOは総務の直下に位置づけられて、WAのWAレフェリーに準じた任務を行う。
2. JTOは、本連盟が承認した基準により選考試験を行い、理事会が認定する。
3. JTOはその種目の審判長に必要な支援を行わなければならない。JTOは、自身に割り当てられた競技種目が行われている間は、常に競技場所にいないてはならない。JTOは競技が競技規則や競技注意事項等ならびに総務の最終的決定に従って

- 行われていることを確認しなければならない。
4. 問題が起こった時や意見を述べる必要があると感じた場合、JTOは最初の行動として審判長に注意を促し、必要に応じて何をすべきかの助言をする。
 5. もし助言が受け入れられず、このことが競技規則や競技注意事項等あるいは総務の決定に明らかに違反している時は、JTOが決定を下すことができる。それでも問題が解決しない場合は総務に付託する。
 6. JTOは関係書類に署名しなければならない。

〔注意〕

JTOは審判長が不在の時は、当該審判員主任とやり取りを行う。

CR 9. WA 競歩審判員と JRWJ (日本陸連競歩審判員)

ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)、(b) に該当する競技会に任命される競歩審判員は、WA ゴールドレベルの競歩審判員でなければならない。

ワールドランキングコンペティション定義 1. (c)、(d) と 2. (a)、(b)、(c)、(d) に該当する競技会における競歩審判員は、WA ゴールド、シルバー、ブロンズレベルの競歩審判員が務める。

〔国内〕

1. 本連盟が主催、共催、後援する競技会では、競歩審判員は JRWJ (Japan Race Walking Judge) もしくは本連盟が任命した競歩審判員でなければならない。
2. JRWJ は、本連盟が承認した基準により選考試験を行い、理事会が認定する。
3. CR34.4.6 および TR54.4.1 〔国内〕 i、ii 等 JRWJ を配置する必要がある時は、本連盟に事前に申告しなければならない。
4. ワールドランキングコンペティション定義 3. (b) により WARWJ を配置する必要がある時は、本連盟に事前に申告しなければならない。

CR 10. 国際道路コース計測員

全てのワールドランキングコンペティションでは、全部あるいは部分的に競技場外で実施する道路競技種目のコースがワールドランキングコンペティションの要件に従って計測が行われ認証されていることを保証するために、1人の国際道路コース計測員を任命しなければならない。

任命される計測員は WA / AIMS 国際道路コース計測員（A または B 級）でなければならない。

コースは競技会が行われる前の然るべき時間に計測されなければならない。

計測員は、そのコースが道路競走に関する競技規則（TR55.2、55.3 及び 54.1 とその〔注意〕）に合致しているか確認し証明する。世界記録が出た場合には、CR31.20 及び 31.21 に合致していることを確認しなければならない。

また、計測員はコース設定に当たって主催者に協力するとともに、競技者が競技したコースが事前の計測によって承認したコースと同一であることを確認するために、競技に立ち会わなければならない。加えて、計測員は技術代表に適切な証明書を提供する。

〔国内〕

ワールドランキングコンペティション定義3.(b)により国際道路コース計測員を配置する必要がある時は、本連盟に事前に申告しなければならない。

CR 11. WA スターターと WA 写真判定員

ワールドランキングコンペティション定義1.(a)、(b)、(c) と 2.(a)、(b) に該当し、競技場内で行われる競技会では、カウンスル、エリア陸連または競技会統括団体が WA スターターと WA 写真判定員を任命する。

国際スターターは技術代表によって割り当てられたレースをスタートさせるとともに、スタート・インフォメーション・システム (SIS) の操作やチェックを行うことを監督する。WA 写真判定員は写真判定員主任となり写真判定業務を監督する。

国際スターターと国際写真審判員に関する情報は WA のウェブ

サイトから入手可能な The Starting Guidelines and Photo Finish Guidelinesにより提供される。

WA 写真判定員は、WA レフェリーが任命され審判長を務める競技会において写真判定員主任を務める一方で、WA スターターと他のスタートチームメンバーとの間の責任は明確に区分されていることに留意しなくてはならない。WA スターターは、自身が割り当てられたレースをスタートさせる時にはスターターとしての全ての権限と義務を負うが、スターターとしての任にある時だけでなく、それ以外の場面でも、スタート審判長の任を務めたり、その決定を覆したりする権限は持っていない。

CR 12. ジュリー

ワールドドラッキングコンペティション定義1. (a)、(b)、(c) と2. (a)、(b) に該当する競技会では、通常3人か5人、または7人からなるジュリーを任命する。このうち1人を主任とし、もう1人を秘書とする。必要であれば秘書はジュリーとは別の人物でもよい。

TR54の規定により上訴があった場合、ジュリーのうち少なくとも1人はWA ゴールド、シルバー、ブロンズのいずれかの国際競歩審判員でなければならない。

ジュリーのメンバーは直接的・間接的にも自身が所属する加盟団体の競技者の上訴については、審議に加わってはならない。ジュリー主任は本条に関連するメンバーに退席するよう要請しなければならない。競技会に責任があるカウンシルあるいは競技会統括団体は、審議に参加できないジュリーに欠員が生じた時のために、1人もしくは2人の交代要員を指名しなくてはならない。

上記競技会以外でも主催者がその競技会の遂行上好ましいと考える場合は、同様にジュリーを任命する。

ジュリーの基本的任務は TR8 に規定された上訴について裁定し、また競技会の進行中に生じた問題のうち、その決定を付託された事項について裁定することである。

〔国内〕

1. 全国的な競技会および国内の大規模な競技会では、通常3人ま

たは5人からなるジュリー（主任1人を含む）を任命する。

2. 国内競技会ではジュリーの秘書は任命しない。

CR 13. 競技会役員

〔国際〕

競技会の主催者および競技会統括団体は、競技会が開催される加盟団体の規則に従い、全ての競技役員を任命する。ワールドランキングコンペティション定義1. (a)、(b)、(c) と2. (a)、(b) に該当する競技会では、WAが定める規則および競技会が開催される加盟団体が定める規則および手順に従い、全ての役員を任命する。

WA規則に記載している競技役員リストは、競技会を適切に実施するのに重要と考えられる役員構成である。但し、競技会統括団体は地域の状況に応じて、構成を変更してもよい。

〔国内〕

主催者は必要な役員を任命する。

次の役員とその数は原則的なものであり、主催者は状況によってこれを変更することができる。

1. ◇印の競技会役員は、本連盟が指定した競技会に任命する。
2. 各役員に主任をおくことができる。
3. 審判長、各主任、マーシャルおよび医師は、明確な方法で区別する。
4. 公式計測員を任命しない場合は、技術総務が兼任する。

〔国内競技会〕

運営役員

◇競技会ディレクター	(CR14)	1人
総務	(CR15)	1人
総務員（総務補佐）		適切な人数
技術総務	(CR16)	1人
◇イベント・プレゼンテーション・マネージャー	(CR17)	1人
ジュリー	(CR12)	3人または5人
競技役員		

トラック競技審判長（競走・競歩）		1人以上
フィールド競技審判長		1人以上
スタート審判長		1人以上
混成競技審判長		1人以上
◇ビデオ監察審判長		1人以上
◇ビデオ監察審判長		1人以上
招集所審判長		1人以上
決勝審判員主任	(CR19)	1人
決勝審判員		適切な人数
フィールド競技審判員主任	(CR19)	1人以上
フィールド競技審判員		適切な人数
トラック競歩競技審判員主任	(TR54)	1人
トラック競歩競技審判員主任補佐		適切な人数
トラック競歩競技審判員		5人
道路競歩競技審判員主任	(TR54)	1人
道路競歩競技審判員主任補佐		適切な人数
道路競歩競技審判員		8人
競歩記録員、競歩用掲示板係他競歩競技に必要な役員		適切な人数
監察員主任	(CR20)	1人
監察員		適切な人数
計時員主任	(CR21)	1人
計時員		適切な人数
写真判定員主任	(CR21、TR19)	1人
写真判定員		適切な人数
トランスポンダー主任	(CR21、TR19)	1人
トランスポンダー主任補佐		適切な人数
トランスポンダー係		適切な人数
◇スタートコーディネーター	(CR22)	1人
◇J T O		適切な人数
◇J R W J		適切な人数
スターター		1人以上
リコーラー		適切な人数

出発係	(CR23)	1人以上
周回記録員	(CR24)	適切な人数
記録・情報処理員	(CR25)	1人以上
◇テクニカル・インフォメーション・センター (TIC) マネージャー	(CR25.5)	1人以上
◇ TIC マネージャー補佐		適切な人数
マーシャル	(CR26)	1人以上
風力計測員	(CR27)	1人以上
科学計測員 主任	(CR28)	1人
科学計測員 補佐		適切な人数
競技者係主任	(CR29)	1人
競技者係		1人以上
アナウンサー	(CR35)	1人以上
◇公式計測員	(CR36)	1人
◇広告コミショナー	(CR30)	1人
医師 (医務員)		1人以上
用器具係、役員係、報道係、庶務係、会場管理係他競技会に必要な役員		

審判長および審判員主任は、目立つ服装や帽子を着用したり、腕章などを着けるとよい。

必要に応じて補助競技役員を任命してもよい。

できる限り、役目のない役員やその他の者が競技区域内に立ち入らないように注意する。

競技会に委嘱される競技役員の数、競技が1日または数日間連続して長時間にわたって行われる場合、競技会が正確かつ効率的に実行されることを確実にするために十分なものでなければならない。しかし、競技実施場所が不必要な人員によって混みあったり、妨げられたりすることがないように、あまりにも多くの競技役員を委嘱しすぎないように注意しなければならない。競技会によっては、現場の競技役員による任務の一部は、技術力によって代行可能であるので、バックアップ要員が必要であるという相応の理由がない限りは、

競技役員委嘱にあたって委嘱数を減らす根拠として考慮されなくてはならない。

＜安全に関する注意＞

陸上競技会の競技役員には多くの重要な役割があるが、全ての関係者の安全確保が何より重要な任務である。陸上競技の実施場所は危険な場所になりうる。重くて鋭い器具が投げられることで、通りがかりの者に危険をもたらす。トラックや助走路を速いスピードで走っている競技者は、自分自身だけでなく衝突した相手を傷つけてしまう可能性がある。跳躍競技を行っている競技者は、しばしば予期しないまたは意図しないかたちで着地することがある。天気やその他の条件によって、一時的に、または長時間、陸上競技会が危険にさらされることもある。

競技実施場所やトレーニングエリアやその近くで、事故により競技者、競技役員、カメラマン、その他の関係者が怪我をするという（時には命にかかわるほどの）事故が発生しているが、これらの怪我の多くは防ぐことができたと思われる。

競技役員はスポーツに内在する危険性に常に注意する必要がある。競技役員は常に注意を払い、気を散らしてはならない。競技役員としての立場にかかわらず、全員が陸上競技場をより安全な場所にするためにできることを行う責任がある。全ての競技役員は、競技実施場所にいる間はいつでもどこでも安全を考えるべきであり、何らかの事態が発生する可能性がある状況を目にしたなら、事故を防止するために必要に応じて介入すべきである。競技規則を厳格に遵守するよりも安全性を確保することがより重要である。規則の遵守と安全確保において相反する状況が発生した場合、安全が優先されなければならない。

CR 14. 競技会ディレクター

競技会ディレクターは、技術代表およびその他の関係する代表とともに、以下の業務を行わなければならない。

14.1 イベント・プレゼンテーションと表彰式も含めた、競技会の技術的な運営を計画する。

14.2 立案した計画が競技前および競技中に確実に実行されるよう

にする。

- 14.3 技術的な問題が解決されるか、代替する解決策が取り入れることを確認する。
- 14.4 競技会参加者の相互の影響状況を監督し、各種指示を行う。
- 14.5 情報伝達システムを通して、競技会映像の配信や放送に関係する全ての主要関係者およびその他の関係者と連絡を取り合う。
- 14.6 CR17を確実に順守するために、イベント・プレゼンテーション・マネージャー（EPM）と十分な連携を図る。
- 14.7 CR29.1.1.に従い、招集所のスケジュールを正確に作成し、公開する。
- 14.8 CR22.1.3の効率的な運用を確保するために、スタートコーディネーターと連絡を取る。
- 14.9 競技会に適用される規則と、導入される技術およびITシステムの機能を十分に理解する。
- 14.10 TR7.5に関して生じるあらゆる問題を管轄する。

競技会中、効率的な運営を確保するために、競技会ディレクターはイベント・プレゼンテーション・マネージャー（EPM）の近くで、技術的なサポートが受けられ、モニター画面が十分かつ信頼して見ることができる状態で、競技会全体を視覚的に把握できる場所に位置する。

CR 15. 総 務

総務は競技会を順調に進行させる責任を負う。また役員の任務遂行の状況を把握し、必要がある時にはその代わりの者を任命する。また競技規則に精通していない役員の任を解く権限を有する。マーシャルと協同して、許可された者以外は競技区域内に入れないようにする。

〔注意〕

4時間を超える、あるいは2日以上競技会では、総務は総務員を任命することが望ましい。

〔国内〕

本連盟が主催、共催する競技会ではその規模に応じて総務員をおき、総務の任務の一部を代行させることができる（例：競技会進行担当総務員、管理事務担当総務員など）。

総務は競技会ディレクターの権限の下で、また技術代表の指導および決定に従って、競技実施場所で起きている全てのことについて責任を負う必要がある。競技場で、総務は起きていること全てを見ることができ、必要な命令を出すことができるような場所に位置していなければならない。総務は任命された全ての競技役員全員の名簿を所持し、他のマネージャー、審判長、及び審判員主任と効率的にコミュニケーションできる必要がある。

複数日に渡って開催される競技会では、審判員の一部は、競技会全体を通して任にあたることができない可能性がある。総務は必要に応じて交代要員を補充できるよう、予備の競技役員名簿を所持しておくべきである。競技に十分な数の競技役員がいても、総務は競技役員が任務を正しく遂行しているかどうか確認し、もし不適當であるなら、その競技役員を交代させる準備をしなくてはならない。

総務は審判員（およびその補助員）が担当する競技が終了し、片付けがなされたなら速やかに競技実施場所から離れるよう徹底する。

CR 16. 技術総務

16.1 技術総務は以下の点を確認する責任を負う。

- 16.1.1 トラック、助走路、サークル、円弧、角度、フィールド競技の着地場所および用器具が競技規則に合致していること。
- 16.1.2 技術代表によって承認された競技会の技術的・組織的計画に従って用器具を設置することと撤収すること。
- 16.1.3 競技場所の設備や用器具等が前述の計画に従っていること。
- 16.1.4 TR32.2に従って、競技会に許可された個人の投てき用具（投てき物）を検査し、マークを付けること。
- 16.1.5 TR10.1に従って、競技会前に公式計測員（〔国際〕有資

格計測員) から必要な証明書を受け取ること。

〔国内〕

1. 本連盟では施設用器具委員会が「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定しているため、その確認の報告を受ける。
2. 投てき用器具の確認は、公式計測員が代わって行い、報告を受ける。
3. 技術総務のもとに用器具係をおく。用器具係は各競技に必要な用器具を整備し、その競技開始前にこれを配置し、競技終了後にこれを撤収する。
4. 道路競技においては、コースの整備状況や設備、用器具の配置等が競技規則や競技会の技術的・組織的計画に従っていることを確認する。

技術総務は競技会ディレクターまたは総務の権限の下で行動するが、経験豊富な技術総務は監督、指示がなくとも自らの役割の多くを遂行する。技術総務はいつでもコンタクト可能でなければならない。審判長またはフィールド審判員主任が種目を実施している（または実施することになる）場所を変更または改善する必要があることに気付いた場合は、総務に連絡し、技術総務に必要な対応を依頼する。審判長が競技実施場所の移動（TR25.20）が必要であると感じた際にも同様の手順となり、総務から技術総務に対し審判長の希望を実行するよう要請する。但し、風の強さや風向きの変化は競技実施場所を移動するのに十分な条件ではないことを覚えておく必要がある。

競技会ディレクターまたは技術代表が、競技中に使用する投てきを承認したなら、技術総務はさまざまな物品を準備し、注文し、受け取らなくてはならない。その後、技術総務またはそのチームは、これら公式投てき物の重量と寸法、および使用が認められ提出された個人持ち込み投てき物が規則に合致するかを慎重にチェックしなければならない。また、記録が誕生した場合、CR31.17.4が正確かつ効率的に実施されることを保証しなければならない。

投てき物に関連して、主催者に供給される投てき物の重さの範囲に

関する製造会社情報は2017年の規則から削除され、WA 認証システムに関する文書に移された。但し、技術総務は製造会社から新しい投てき物を受け入れる際にこのガイドラインを適用すべきであるが、この重さの範囲にないことを理由に競技会に提出され使用される器具を拒否してはならない。この点で重要なのは最小重量である。

CR 17. イベント・プレゼンテーション・マネージャー

イベント・プレゼンテーション・マネージャー (EPM) は競技会ディレクターと共に競技会の各種目やその他の演出準備を組織代表および技術代表と協力して計画する。また、その計画が達成されるよう、競技会ディレクターおよび関係する代表と協力して関連する諸問題を解決する。イベント・プレゼンテーション・チーム内の連携についても、情報伝達システムを利用して監督する。

各競技のスタートリストや途中経過、結果等の情報をアナウンスまたは他の方法で確実に提供させる。各種目の結果(順位、時間、高さ、距離、得点)は情報を受け取ったならば、できるだけ早く発表させる。ワールドランキングコンペティション定義1. (a)、(b) に該当する競技会では英語、フランス語のアナウンサーがカウンシルによって任命される。

イベント・プレゼンテーション・マネージャー (EPM) は、インフィールドで行われる全ての活動のプレゼンテーションについての企画、指導、調整を行うだけでなく、ショーに組み込んで会場内の観客に提示する責任も持っている。EPM業務の最終的な目的は、観客に提供されるショーの有益で活気に満ちた、魅力的な演出を行うことである。この成功のためには、作業を実行するためのEPチームと必要な機器を用意することが重要である。EPMはアナウンサー、スコアボード及びビデオボードオペレーター、オーディオ及びビデオ技術者、表彰式スタッフ、それ以外にも関連する現地内外で任務にあたるイベント・プレゼンテーション・スタッフの活動を調整する責任者である。

ほとんどの競技会においてアナウンサーは不可欠である。アナウンサーはできるだけ競技会ディレクターの近くで、競技会ディレク

ター及び任命されていればイベント・プレゼンテーション・マネージャー（EPM）の近くで、速やかにコミュニケーションが取れるようにして、適切に競技会を進行できるような場所に配置する。

CR 18. 審判長

18.1 招集所、トラック競技、フィールド競技、混成競技、競歩競技およびビデオ監察には必要に応じて1人以上の審判長を任命する。スタートを監督するために任命された審判長をスタート審判長と呼ぶ。

ビデオ監察審判長は、他の審判長と連絡をとりながら、ビデオ管理室で判定を行わなければならない。

レースのために複数の審判長が任命されるような、十分な競技役員がいる大会では、その1人がスタート審判長として任命されることが強く推奨される。明確な理解のために補足すると、このような状況ではスタート審判長はスタートに関する審判長としての全ての権限を行使し、その際には、他のトラック競技審判長に報告したり、了解を得て行動したりする必要はない。

しかしながら特定の競技のレースを監督するために審判長が1人だけしか任命されていない場合は、審判長の権限を考慮すると、スタート時には（少なくともクラウチング・スタートを行う種目では）現場で発生する可能性があるあらゆる問題を間近で見て、それを解決するために必要な決定を下す目的で、スタート地点にすることが強く推奨される。これは WA が承認したスタート・インフォメーション・システム（SIS）が使用されていれば、より容易に解決される。スタート・インフォメーション・システム（SIS）を使用していない場合、さらには審判長がスタート手続き（100m、100/110mハードル、200m）の後にフィニッシュを見る場所に移動する時間がなく、審判長が順位を決定しなくてはならない可能性がある場合、最良の解決策はスタート審判長としての任も兼ねるようスタートコーディネーター（スターターとして豊富な経験を持つ者であるべき）を任命することである。

18.2 審判長は、競技規則と競技注意事項が遵守されているかどうかを監督する責任を負う。審判長は競技運営に関するいかなる抗議や不服申し立てを裁定しなければならず、ウォーミングアップ場・招集所から競技後の表彰式に至るまでを含めて、競技中に起こった技術的問題ならびに競技規則や競技注意事項等に明確に規定されていない事項についても（〔国際〕技術代表と共に）必要かつ適切な決定を行う。

審判長は審判員または監察員としての行動をしてはならないが、自己の観察に基づいて競技規則に従った処理を行い、審判員や監察員の決定・報告を覆すこともできる。

〔参照 CR19、20〕

〔国際〕

審判長は競技運営に関するいかなる抗議や不服申し立てを裁定しなければならず、ウォーミングアップ場・招集所から競技後の表彰式に至るまでを含めて、競技中に起こった技術的問題ならびに競技規則や競技注意事項等に明確に規定されていない事項についても、技術代表と共に必要かつ適切な決定を行う。

〔注意〕

本条や広告規程を含む他の諸規程は、表彰式に関連する全ての活動（写真撮影、ピクトリーラン、観客との対応を含む）が終わるまで適用する。

審判長は失格を決定するにあたり、審判員または監察員からの報告を必ず受け取らなくてはならないということではない点に注意する必要がある。審判長は、いつでも、自身による直接の監察によって行動してよい。

上記の〔注意〕は、表彰式に付随するまたは関連する全ての事項を含むと解釈されるべきであり、その種目の審判長はそれらの責任も負うものとする。表彰式が別の場所や別のセッションで実施される場合は常識の範囲内で対応することとし、元々担当していた審判長が状況を管理することが現実的でない場合は、必要に応じて別の審判長を代用する必要がある。

CR5のWA解釈も参照のこと。

- 18.3 トラック競技審判長、競歩競技審判長は、レースの順位について、審判員が順位に疑義があり順位を決定できない場合に限り、順位を決定する権限がある。但し、競歩競技の競歩審判員主任が責任を持つ任務の範囲には権限を持たない。

スタート審判長（スタート審判長が任命されていなければトラック競技審判長または競歩競技審判長）は、もしスタートチームのスタート関連の判定に同意できなければ、当該スタートに関するどんな事実についても決定する権限を持つ。但し、審判長がスタート・インフォメーション・システム（SIS）による情報が明らかに不正確であると判断する場合を除き、スタート・インフォメーション・システム（SIS）によって示された明らかな不正スタートの場合には、その権限は及ばない。TR8.4.1も参照のこと。

混成競技審判長は、スタート審判長が任命されている場合はその所管する事項を除き、混成競技および混成競技における各競技の運営を管轄する。

- 18.4 当該審判長は全ての最終結果を照合し、問題点を処理しなければならない。科学計測員主任が任命されていれば、共同して記録計測を監督しなければならない。各種目の予選・決勝等の各ラウンドが終了したら、記録用紙に当該審判長または写真判定員主任による署名または承認を行った後、記録・情報処理員に引き継ぎ、成績表として直ちに完成させなければならない。
- 18.5 審判長は TR7.1 に基づき、競技者やリレー・チームに対して警告を与えたり、当該競技会から除外したりする権限を持つ。
- 18.6 もし、審判長が新たな裁定を行うことができる状況にあるなら、入手可能な証拠に基づいて、先に出された裁定（最初になされたものでも、抗議を検討してなされたものでも）を再考することができる。通常そのような再考は、当該種目の表彰式が実施される前、あるいはジュリーの裁定が下される前までに行われる。

この規則はジュリー（TR8.9参照）と同様に、審判長は決定を再考することができ、最初の自らによる決定であろうと、審判長に対しなされた抗議の検討による決定であろうと、どちらのケースでも同様に再考してよいと解釈される。このオプションは新たな証拠となる情報が迅速に提出された時に、特に考慮することができる。ジュリーにとってはより複雑で難しい上訴となる必要性を避けることができるからである。しかし、そのような再考をするにあたっては現実的な時間の制約に注意すべきである。

- 18.7 審判長はある種目の全部または一部の競技をやり直すことが公正と思われる事態が生じたと判断した場合、当該種目の全部または一部の競技の結果が無効であることを宣言し、競技のやり直しを命じる権限を有する。再競技は審判長の決定に従い、同日または別の日に行う。〔参照 TR8.4、17.1〕

〔国内〕

審判長は競技者の生命・身体保護の観点から、競技の中止を命じることができる。審判長から中止を命じられた競技者は、直ちに競技を中止しなければならない。

非常に特殊な状況を除き、審判長とジュリーはレースを完了しなかった競技者を以降のラウンドに進出させたり、再レースに含めたりするべきではないこと注意する必要がある。

- 18.8 〔国際〕 WA競技規則が適用される競技会に、身体障がいを持つ競技者が競技する場合、当該競技会の審判長は、その競技者の参加が可能となるよう本規則の規定（TR6.3を除く）を柔軟に解釈したり、調整を認めたりすることができる。但し、その変更によって当該競技者が同じ種目で競技する他の競技者に比べて有利になることがあってはならない。何らかの疑義がある場合や、審判長の決定に対して異議が唱えられた場合は、ジュリーに付託する。

〔国際－注意〕

特定の競技会の規程で特に認められる場合を除き、本条は視

覚障がいのある競技者のガイドランナーの参加を認めること
を意図するものではない。

この規則は健常な競技者を対象とする競技会に、障がいのある立位競技者が出場することを容易にする。例えば、腕切断者はクラウチング・スタートの際、両手を地面に接しなくてはならないとする TR16.3を厳密に遵守することができない。この規則により、スタート審判長は規則を次のように解釈することを可能する。競技者がスタートライン手前の地面に持参のパッドを置くことや、木製ブロックや類似の物を置くことを認めたり、上腕切断者の場合、地面との接触なしに開始位置をとることを認めたりすることができる。

但し、この規則は審判長が TR6に定められている事項に反した解釈をすることを認めているわけでもない（特に、義足およびその他の補助器具の使用についても想定している TR6.3.3、6.3.4参照）。

障がいのある競技者が健常な競技者と一緒に競技する際、規則で特に規定されていない場合や、審判長が CR18.8をもってしても柔軟な解釈ができないことから規則に準拠していない状況にある場合、障がいがある競技者と健常な競技者の競技結果を別にして発表する。それが無理な場合は競技結果と一緒に競技した事実を明確に記載する（CR25.3参照）。いずれにせよ、出場しているパラ競技者の IPC クラス分けによる競技クラスをエントリーリスト、スタートリスト及びリザルトに示すことは、たいへん有益である。

CR19. 審判員

総 則

- 19.1 審判員主任はそれぞれの種目の審判の任務を調整する。各審判員の任務が事前に割り当てられていなければ、審判員主任は各審判員に任務を割り当てなければならない。
- 19.2 審判員は一度下した判定に間違いがある場合には、再考して新たな判定を下すことができる。その後、審判員の判定に対して抗議や上訴により審判長や Jury が判断を下す場合には、審判員は全ての情報を提供しなければならない。

競走競技と競歩競技

- 19.3 審判員はトラックまたは道路コースの同一サイドから競技者のフィニッシュでの着順を判定する。その判定について審判員で決められない時には、これを審判長の決定に委ねる。

〔注意〕

審判員はフィニッシュラインの延長線においてフィニッシュラインから少なくとも5m離して、階段式スタンドに位置する。

フィールド競技

- 19.4 審判員は全てのフィールド競技において競技者の試技を判定し記録するとともに、その試技が有効であれば計測して記録する。走高跳と棒高跳ではバーの高さを上げる時、特に新記録に挑戦する時、確実に計測を行う。少なくとも2人の審判員が試技の記録を管理し、各ラウンドの終了ごとにその記録を点検しなければならない。

当該審判員は、通常、有効試技は白旗、無効試技は赤旗を挙げて示す。旗以外の視覚的な表示物を使用することも認められる。

審判員は規則違反が発生したと確信しない限り、通常、いかなる疑念にも競技者にとって有利になるように解釈し、試技が有効であると判断して白旗を挙げる。しかし、ビデオ審判長が任命されフィールド種目の映像にアクセスできる場合、フィールド審判員が着地場所の特定に疑念がある際には、現場担当のフィールド審判長と協力して、ビデオ審判長からの助言を待つ間は、(白でも赤でも)旗上げを遅らせるという選択肢がある。その際には落下域の痕跡を保存するか、有効であった時に備えて計測しておくかのいずれかを徹底する必要がある。別の方法として、審判員が本当に疑わしい場合には赤旗を上げた上で痕跡を保存するか、試技を計測したことを確認したうえでビデオ審判長に助言を求めることもできる。

試技の有効性に疑念を抱かせ混乱させてしまう可能性を減らすために、フィールド種目毎に白と赤の旗は1セットだけ使用することを推奨する。跳躍種目で複数の旗のセットを使用する必要はないと考

えられる。長さの跳躍で風速を示す仕様のボードが用意できない時、2mを超えたという事実を知らせるには赤旗以外の何らかの方法を用いるべきである。

投てき種目の場合、

- a. サークル担当の審判員による旗上げ担当審判員への無効試技の合図。旗による合図に代えて、審判員の手に持った小さな赤カードによる表示の使用が推奨される。
- b. 角度線の上または外への投てき物の着地。旗による指示に代えて、審判員が地面に平行に腕を伸ばすような表示の使用が推奨される。
- c. メタルヘッドより先に他の部分が地面に着地した際のやり投の判定。旗による合図に代えて、審判員が手で地面を押すような動作が推奨される。

CR 20. 監察員（競走、競歩種目）

- 20.1 監察員は審判長の補佐で、最終の判定をする権限を持たない。
- 20.2 監察員の任務は審判長が指示した地点に位置して競技を厳正に監察し、競技者あるいは他の者によって TR54.2 以外の競技規則の不履行や違反が起こった時には、直ちに審判長にその出来事を書面で報告しなければならない。
- 20.3 いかなる規則違反も黄旗を挙げて、あるいは主催者が許可した信頼性のある方法で、当該種目の審判長に伝達する。
- 20.4 リレー競走においては受け渡し区域を監察するために十分な人数の監察員を任命する。

〔注意〕

- i 監察員は競技者が自分のレーン以外のところを走ったり、リレー競走でテイク・オーバー・ゾーン外でのバトンの受け渡しを監察したりした時は、直ちにその違反が行われた場所に適当なものでマークし、書面または電子媒体で同様の記録をする。
- ii 監察員はたとえ競技者（あるいはリレーにおけるチーム）がそのレースでフィニッシュしなかった場合でも、いかなる規

則違反も審判長に報告しなければならない。

監察員主任 (CR13参照) はトラック競技審判長の補佐役であり、各監察員の配置を指示し、各監察員の任務と報告の調整を行う。WAのウェブサイトからダウンロード可能な配置図では、様々なトラック種目のために監察員 (常に委嘱されている監察員の人数に従う) が立つべき位置を推奨している。この配置図はあくまでも一例あり、(他の選択肢もあることを) 理解する必要がある。何名の監察員を選抜するかは競技会のレベル、エントリー数、委嘱可能な競技役員の数に応じて、トラック競技審判長と協議のうえ総務が決定する。

＜違反の表示＞

競技が全天候舗装のトラックで実施されている時、違反行為が発生したトラックにマークを付けることができるように、監察員に粘着テープを提供することが実践されている。但し、規則(上記の〔注意〕i 参照) は、この対応は他の方法でも行うことができ、しばしば行われている。

違反を特定の方法で (または全く) 報告できなかったとしても、失格を有効とすることを妨げるものではないことに注意が必要である。

競技者またはチームがレースを途中棄権したとしても、規則違反があったと監察員が信じるなら、あらゆる全ての事案を報告することが重要である。TR8.4.4 (途中棄権でも違反行為があった場合の報告義務) が追加となったのは、世界各地での対応に明確な違いがあるため、監察員が取るべき行動を標準化し、CR20〔注意〕ii を補完することを目的としている。

全体に共通する標準的対応では、競技者またはリレー・チームが途中で棄権した場合や、ハードル競走で規則に違反して明らかにレースを中止しながらも、結局はフィニッシュラインに到達した場合を含め、通常はDQ (失格) ではなくDNF (途中棄権) と表示される。TR8.4.4は、このような際に競技者やチームが抗議を行う可能性に対応するために設けられている。

CR 21. 計時員、写真判定員とトランスポンダー係

21.1 手動計時の場合、参加人数に十分な計時員を任命し、その中の1人を計時員主任に任命する。主任は各計時員の担当任務を決める。

写真判定システムあるいはトランスポンダー計時システムを使用する時、計時員は予備計時員として行動しなければならない。

21.2 計時員、写真判定員およびトランスポンダー主任は TR19によって行動しなければならない。

21.3 写真判定システムを使用する場合は、写真判定員主任と適切な人数の写真判定員が任命されなければならない。

21.4 トランスポンダー計時システムを使用する場合は、トランスポンダー係が任命され、その中からトランスポンダー主任と適切な人数のトランスポンダー主任補佐が任命されなければならない。

手動計時ガイドライン (*The Guidelines for Manual Timekeeping*) は、WA のウェブサイトからダウンロード可能である。

CR 22. スタートコーディネーターとスターター およびリコーラー

22.1 〔国際〕スタートコーディネーターは次の任務を担当する。

22.1.1 スタートチームのメンバーにそれぞれの任務を割り当てる。但し、ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)、(b)、(c) と 2. (a)、(b)、(c) に該当する競技会では、どの種目を WA スターターが撃つかの割り当てを技術代表が決める。

22.1.2 スタートチームのメンバーが割り当てられた任務を実行しているかどうかを監督する。

22.1.3 総務もしくは進行担当総務員からの関連指示を受けた後、スタートの手続きを始めるために全ての準備（計時員、決勝審判員、写真判定員主任、風力計測員、トランスポンダー主任）が整っていることをスターターに連絡

する。

- 22.1.4 審判員と計時装置技術スタッフとの間の仲立ちをする。
- 22.1.5 スタート手順の中で作成した全ての書類、もし存在するのなら、反応時間と不正スタートの波形図の両方またはいずれかを含む全ての書類を保存する。
- 22.1.6 TR16.8、39.8.3の違反後はTR16.9の手順が確実に履行されるようにする。

スタートチームの全てのメンバーは、競技規則及びその解釈について十分に理解している必要がある。チームは競技が遅滞なく継続できるよう、規則を適用する際、どのような手順に従うか明確にしておく必要がある。チームのメンバーは各々の、特にスターターとスタート審判長の任務と役割を十分に理解していなければならない。

- 22.2 スターターは全ての競技者に対して公平で公正なスタートを保証することに責任を持ち、スタート地点における競技者を完全に統括する。クラウチング・スタートで行われる種目の判定を補助するためにスタート・インフォメーション・システム (SIS) が使用される場合には、TR16.6が適用される。

〔国内〕

スターターはレース前に計時員、決勝審判員、写真判定員主任および風力計測員が準備完了したことを確認する。

- 22.3 スターターはスタート動作の間、全走者を視野に収められるような位置に立たなければならない。階段式スタートの場合、特に各レーンにスピーカーを置き競技者にスターターの指示、スタート信号およびリコール信号が同時に伝えられるようにすることが望ましい。〔参照 TR16〕

〔注意〕

スターターは全走者を狭い視野に収められるような位置に立たなければならない。クラウチング・スタートを用いるレースでは、全走者が信号器を作動させる前の「Set (用意)」の状態ですべて静止しているのが確認できるところに立つ必要がある。階段式スタートを用いるレースでスピーカーが使用

できない場合、スターターは、スターターと各競技者の距離がほぼ同じになる位置に立たなければならない。しかし、スターターがそのような位置に立てない場合は電気で作動する補助スタート信号器を置く。

スターターの合図は全ての競技者に明瞭に聞き取れる必要があるが、競技者から遠く離れ、スピーカーシステムがない状況を除けば、スタート合図を叫んで行うことは避けるべきである。

- 22.4 スタートにおいて、スターターを支援するために1人あるいは2人以上のリコーラーを配置する。

〔注意〕

200m、400m、400mハードル、4×100mリレー、4×200mリレー、メドレーリレー、4×400mリレー、4×400m男女混合リレーでは少なくとも2人のリコーラーをおくことが望ましい。

- 22.5 リコーラーは自分が受け持つ全競技者を平等に見ることができるように位置しなければならない。

- 22.6 スターターまたはリコーラーはどのような不正でも確認したならば、信号器を発射して競技者を戻し、レースをやり直すなくてはならない。リコーラーは競技者を戻した後、どの競技者に警告もしくは失格を与えるべきかの情報をスターターに伝えなければならない。スターターはどの競技者に警告を与えるか、または失格とすべきか判断する〔参照 TR16.7、16.10〕。スタート時における不適切行為の判断は、審判長が行う〔参照 TR16.5〕。

- 22.7 TR16.8、39.8.3に規定されている警告や失格の決定についてはスターターのみが行うことができる。〔参照 CR18.3〕

この規則と TR16の両方を解釈するには、CR18.3を考慮する必要がある。これは、スタートが公平であるかどうかの判断は、事実上、スターターとスタート審判長の両方が責任を負っているからである。一方、リコーラーにはそのような権限はなく、リコーラーは競

技者を呼び戻すことはできても、その後は権限を持って行動することとはできず、自身の監察内容をスターターに報告することだけが求められる。

スタートガイドライン (The Starting Guidelines) は、WA ウェブサイトからダウンロード可能である。

CR 23. 出発係

- 23.1 出発係は競技者が所定の組で競走（競歩を含む）に出場しているか、自分のアスリートビブス（ビブス）を正しく着けているかを点検する。
- 23.2 出発係は各競技者をスタートラインの後方約3mのところ（階段的にスタートする競走では各スタートラインの後方）に集めて、競技者を正しいレーンまたは定められた位置に並べなければならない。この位置につけ終わった時にスターターに対して準備が完了したことを合図する。スタートのやり直しが発令されたら、出発係は再び競技者をスタートラインの後方約3mのところに集める。

〔国内〕

- 800mを超えるレースではスタートラインの後方約1mのところに並べる。
- 23.3 出発係はリレーの第1走者に対してバトンを用意する責任がある。
- 23.4 スターターが競技者にスタートの位置に着くよう命じた時には、出発係は TR16.3 と 16.4 が守られていることを確認しなければならない。
- 23.5 不正スタート時において、出発係は TR16.9 に定められた手続きを行う。

CR 24. 周回記録員

- 24.1 1,500mを超える競走で、複数の周回記録員は各競技者の走り終わった回数を記録しなくてはならない。特に5,000m以上の競走および競歩競技では、審判長の指示のもと複数の周回記録員が任命され、割り当てられた競技者の各周回の時間

を記録する（時間は計時員が周回記録員に知らせる）。この方法をとる場合、1人の周回記録員は4人を超える競技者の時間を記録することはできない（競歩の場合には6人）。人による記録に代わって、競技者が装着したトランスポンダーを含むコンピューター化されたシステムを使用してもよい。

〔国内〕

出場者が多い場合には、先頭のみを記録することでもよい。

- 24.2 周回記録員の一人はフィニッシュライン付近の内側で、各競技者に残っている周回数を知らせる。周回の表示は先頭の競技者がフィニッシュラインのある直走路に入った時に変える。さらに（周回遅れが）生じた時には、周回遅れになったか、なりそうな競技者に対してマニュアル表示（手持ちカード）で残りの回数を知らせる。

通常、最終周回は鐘を鳴らして各競技者に合図する。

〔国内〕

慣習として800m競走でも最終周回に鐘を鳴らす。

周回記録ガイドライン (Guidelines for Lap Scoring) は、WAのウェブサイトからダウンロード可能である。

CR 25. 記録・情報処理員、テクニカル・インフォメーション・センター (TIC)

- 25.1 記録・情報処理員は、各審判長、計時員主任、写真判定員主任またはトランスポンダー主任および風力計測員から提供される各種目の詳細な結果を集めなければならない。これらの結果を記録し、詳細を直ちにアナウンサーに伝え、成績表を総務に渡す。

コンピューターによる競技会運営システムを採用する場合、各フィールド種目担当の記録・情報処理員は、競技場所で各種目の結果をコンピューターシステムに確実に入力しなければならない。トラック競技の結果は写真判定員主任の指示のもとで入力しなければならない。アナウンサーと総務はこれらの結果を見るためにコンピューターにアクセスできなくて

- はならない。〔参照 CR27、〔国内〕CR35〕
- 25.2 投てき物の重さやハードルの高さなど異なる仕様で行う競技については、競技結果にその仕様を明示するか、カテゴリー別に明示する。
- 25.3 ワールドランキングコンペティション定義1.(a)、(b)を除く競技会で、以下の競技者に同時参加を認めた場合、その結果は別に取扱い、障がいクラス分けも明示されなければならない。
- 25.3.1 他の競技者の助力（例えば、ガイドランナー）を受けて競技する競技者
- 25.3.2 TR6.3.4 で認められていない機械的補助器具を使用する競技者
- 25.4 スタートリストおよび結果には以下の略号を用いる。
- 競技者が規則違反で警告を受けたり、失格となったりした場合には、どの規則に違反したかを公式記録に明記する。
- 競技者が競技者にあるまじき行為や不適切な行為で失格になった場合には、失格の理由について公式記録に明記する。

欠場	DNS
途中棄権（トラック競技、競歩競技、混成競技）	DNF
記録なし	NM
失格（理由として競技規則条文番号も記載）	DQ
成功・有効試技（走高跳・棒高跳）	○
失敗・無効試技	×
パス	—
試技放棄・離脱（フィールド種目）	r
トラック種目における順位による通過者またはフィールド種目における標準記録突破による通過者	Q
トラック種目における記録による通過者またはフィールド種目における記録による通過者	q
救済および審判長等の決定による通過者	qR
ジュリーの決定による通過者	qJ
抽選による次ラウンドへの進出	qD
ペント・ニー（競歩）	>
ロス・オブ・コンタクト（競歩）	~
警告（理由として競技規則条文番号も記載）	YC

2回目の警告による失格（退場） （理由として競技規則条文番号も記載）	YRC
レッドカードによる失格（退場） （理由として競技規則条文番号も記載）	RC
レーン侵害（TR17.3.3、17.3.4）	L
抗議中の競技	P

〔国内〕

記録用紙は本連盟指定の項目が網羅されたものを使用する。
本連盟ウェブサイトから入手が可能である。

2015年から CR25.2～25.4は、手続きとスタートリストとリザルトの共通の状況での用語の使用を標準化するように設計されている。CR25.2と25.3は、異なる年齢の競技者やパラ競技者が同じ競技で競合している最上位レベル（さらにはいくつかの高レベル）の競技で、珍しくない状況を反映したものである。この規則は CR31.1に定められている最小の競争相手数の要件を満たす手段として、および結果の提示方法も含め、これらが容認されることを確認している。競技規則違反の理由と懲戒の理由の両方で失格が生じる可能性があることを考えると、失格の理由が常に結果に示されていることが非常に重要となる。これは、DQの略称の隣にどの規則により競技者が警告を受けたのか、あるいは失格となったのかを常に明記することによって達成される。

‘r’ は競技者が怪我によってフィールド種目の競技競技継続ができない場合、あるいは競技者がそれ以上競技を行わないと決めた場合に使用することを想定している。競技者がそれ以上競技を行う必要がないというケースは、走高跳や棒高跳でよくあるが、他の競技者による競技が続いている際には TR25.17に規定されている試技時間に影響があることに留意する必要がある。試技放棄（離脱）する者が出ることにより、競技を続行している競技者の人数が3人、2人または1人と減り、適用する試技時間が変化する可能性があるためである。

他のフィールド競技では、代替方法として残り全ての試技の機会を「パス扱い（-）」とすることもできるが、競技者は後から気が変わることもあるので、‘r’ を記載することにより当該競技者がその後

の試技を行わないという意思表示をしたことを明確にするものである。

CR6のWA解釈も参照のこと。

以下の行為を行った競技者は、DNSとする。

- a. 当該競技者の名前がスタートリストに記載されているにもかかわらず、当該競技に関してコール・ルーム（招集所）に何の連絡もない。
- b. コール・ルーム（招集所）でチェックを受けていながら、フィールド競技では一回も試技をしない、競走競技や競歩競技でスタートの位置につかない。
- c. 混成競技でTR39.10の適用。

25.5 〔国際〕 ワールドランキングコンペティション定義1.(a)、(b)、(c)と2.(a)、(b)、(c)に該当する競技会では、テクニカル・インフォメーション・センター（TIC）を設置する。またそれ以外の競技会でも開催期間が1日を超える場合はテクニカル・インフォメーション・センター（TIC）を設置することを推奨する。テクニカル・インフォメーション・センター（TIC）はバーチャルに運営するか（Web方式）、実際に設置して運営するか、その両方を組合せて運営することができる。テクニカル・インフォメーション・センター（TIC）は各チーム代表、主催者、技術代表および競技会運営機関の間で、競技会の技術面等に関する事項について円滑なコミュニケーションを図ることを主要業務とする。

〔国内〕

主催者が設備や関係者間の連絡体制を整えられるのであれば、Web方式のテクニカル・インフォメーション・センター（TIC）を設置してもよい。

効果的に管理されたテクニカル・インフォメーション・センター（TIC）は、質の高い競技会組織の提供に大きく貢献する。テクニカル・インフォメーション・センター（TIC）・マネージャーは、競技規則だけでなく特定の競技会のために用意された特別な規定につ

いても同じように十分な知識を有するべきである。

TICの開設時間は競技会の時間と、様々な関係者、特にチーム選手団と主催者との間のやり取りが必要となる競技会前後の時間帯を含んでいなくてはならない。大規模な競技会では必須ではないが、主要な選手宿泊施設に TIC の出張所（時にはスポーツインフォメーションデスク SID と呼ばれる）を持つことが一般的である。このような場合にはスポーツインフォメーションデスク（SID）とテクニカル・インフォメーション・センター（TIC）との間の十分なコミュニケーションが必要となる。

テクニカル・インフォメーション・センター（TIC）およびスポーツインフォメーションデスク（SID）の開設時間は長くなる可能性があるため、テクニカル・インフォメーション・センター（TIC）・マネージャーには複数の補佐役が必要であり、シフト制で任務につく必要がある。バーチャル・テクニカル・インフォメーション・センターを完全または部分的に運営させる場合、より簡単に稼働時間の延長はできるが、バーチャル・テクニカル・インフォメーション・センターの運営状況を監視する時間を明確にすることが重要である。

テクニカル・インフォメーション・センター（TIC）のいくつかの任務は競技規則（例えば CR25 や TR8.3、8.7 参照）に記載されているほか、競技会規程やチームハンドブックなどの競技会関係書類にも網羅される。

CR 26. マーシャル

マーシャルは場内の完全な統制権を持つ。競技を運営する役員とその競技に出場する競技者、あるいは入場が正式に許可されている者以外は、誰でも競技区域に出入りすることを許可してはならない。

マーシャルの任務は競技開始直前の事前準備中、および競技開催中に、競技実施場所（FOP）への人の立ち入りを規制することである。マーシャルは概して競技会ディレクターが定める計画に従って任務につくが、より差し迫った問題に関しては総務から直接指示を受け

る。

従ってマーシャルは：

- a. 競技者、競技役員、競技担当ボランティア（補助員）、（計測機器会社などの）技術スタッフ、認可された取材カメラマン、テレビクルーの競技場内への入場コントロールを管理する。各競技会ではそうしたフィールド内で撮影のための人員の認可数は事前に合意されており、対象者は全員、特別なビブスを着用しなければならない。
- b. 競技を終了した時に、競技者が競技場内から離れる地点（通常は大規模な競技会では、ミックスゾーン及びポスト・イベント・コントロール・エリア）でのコントロールを管理する。
- c. テレビ中継のためと同様に、観客の利益のために、可能な限り常に競技実施場所をクリア（余計な人物が立ち入らないよう）にする。

マーシャルは総務に直接状況報告を行う。そのために総務は必要に応じていつでもマーシャルと連絡を取ることができなければならない。

マーシャルの任務遂行の助けとするために、競技者以外に競技場内に入ることを許可された者は、通常、特別なビブスやADカード、独特のユニフォームによって明確に区別される。

CR 27. 風力計測員

風力計測員は担当する種目において、走る方向に対する風速を測定し、記録する。その結果に署名したのち記録・情報処理員に報告する。
〔国内〕

風力計測員は競技会進行中の気象状況についても計測する。

実際には風力計測員、技術総務、または写真判定員が風向風速計を正しい場所に置くことになるが、これが正しく行われ規則（TR17.10、29.11を参照）に合致していることを最終的に確認するのは審判長の責任である。

特にトラック種目の場合、風向風速計は遠隔操作が可能であることに留意する。そのような場合、写真判定システムやリザルトシステ

ムに直結しているのが通例であり、従って風速計測員は必要なく、その任務は例えば写真判定チームによって代行される。

CR 28. 科学計測員

光波（電気）距離計測装置もしくはビデオ距離計測装置を使用する場合は、科学計測員主任1人および1人以上の科学計測員を任命しなければならない。

科学計測員は競技会開始前に関係技術者と打ち合わせ、その装置について熟知していなければならない。

科学計測員は各種目の競技開始に先立ち、製造会社および計測器精度検査機関から提示された技術的要件を考慮して、計測器の位置決めを監視する。

科学計測員は計測装置が正しく作動することを確認するために、その競技種目の開始前に、審判長の監督の下で複数の審判員による検査済の鋼鉄製巻尺の測定結果と一致するか、一連の計測を管理する。確認作業に関わった全員の署名を付した適合確認書を作成し、成績表に添付する。

競技中は操作の総括責任を負い、終了後は、装置が正確に作動したことを確認し、審判長に報告する。

〔注意〕

計測機器の一連のチェックは当該種目の競技終了後にも、あるいは競技中に正常に作動しないといった正当な理由がある場合にもチェックを行うが、その際には、通常は検査済鋼鉄製巻尺を使用せずに行う。

〔注釈〕

距離を測るチェックポイントにゴルフのティー等でマークしておき、速やかにチェックできるようにしておく。競技中や競技終了後のチェックでは検査済鋼鉄製巻尺は使用せず、マークしたティー等の距離が競技開始前に計測した値と同じであることを確認する。

〔国内〕

1. 計測装置の動作確認には、JIS規格1級認証品の鋼鉄製巻尺を使用する。
2. 競技中に計測機器が正常に作動しているかを確認する必要がある

てくる場合に備え、競技場所には検査済鋼鉄製巻尺を用意しておく。

3. 技術スタッフがいない場合は、科学計測員が機器の設置を行い、審判長が正しい位置に設置され、正しく作動することを確認する。

光波またはビデオ距離計測装置を使用する場合は、写真判定員やトランスポンダー主任の場合と同様に、責任者である競技役員として主任が任命される。科学計測員主任は競技実施場所に設置する光波距離計測の場合よりも、ビデオ距離計測の場合の方が競技中により積極的かつ実践的な役割を果たすことが期待される。

特に、競技場所にいる審判員とビデオ画像読み取りを担当する審判員との間に適切な通信システムが用意され、各計測が正しく行われていることを確認し、長さの跳躍の場合には画像が確認されるまで痕跡を消さないように注意することが必要である。

ビデオ画像の読み取りを確実に行う責任がある主任であろうと他の審判員であろうと、計測された痕跡がそれ以前の試技のものではなく、間違いなく現在の試技のものであることを特に注意して確認する必要がある。

CR 29. 競技者係

29.1 競技者係主任は以下のことを行う。

- 29.1.1 〔国際〕 競技会ディレクターと協力して招集所のスケジュールを準備し、公表する。その内容には少なくとも、各種目の招集場所、招集所への入場開始時刻と入場締切時刻、(最終) 招集場所から競技場所へ移動を開始する時刻について記載する。

- 29.1.2 招集所においてチェックを済ませた競技者が、出場種目の予定されたスタート時刻に確実に競技場所にいて競技開始できるように、ウォームアップ場と競技場内への移動を監督する。

競技者係はアスリートビブス（ビブス）がスタートリストと合っているか、また正しくつけているかを確認する。また

シューズ、スパイクの寸法と数、衣類やバッグの広告が競技会における広告および展示物に関する規程ならびに競技注意事項等に適合しているか、承認されていないものを競技区域内に持ち込もうとしていないかどうかを確認しなければならない。

競技者係は未解決の問題がある場合や問題が発生したら、その判断を招集所審判長に求める。

〔国際〕

国際競技会の場合、競技者の国の統括団体が公式に承認したユニフォームを着用していることも確認する。

〔参照 TR5、競技会における広告および展示物に関する規程〕

うまく計画され効率的に管理された招集所は、競技会成功の基本である。招集所が最大限の能力を発揮できるように十分なスペースを確保するための計画、招集場所（ブース）として必要とされる数（およびブースを作るのに必要な仕切りの数）、他の競技役員とのやり取り、および競技者がウォームアップエリアで招集を受ける際の告知のための信頼性の高い通信システムの確保は常に重要である。この他の考慮事項は競技会の種類、および招集所で実施されるチェック内容の数によって異なる。たとえば、ほとんどの学校競技会ではユニフォームの広告をチェックする必要性は考えにくい、トラック表面を保護するためにスパイクの長さをチェックすることは必要であろう。計画の過程でどのチェックが行われるかが決められ、競技直前の競技者の緊張や混乱を避けるために、チェック項目は事前に競技者やチームに伝えられることが好ましい。競技者係は競技者が正しい組、レース、またはグループにいるか、また招集スケジュールに従って時間通りに競技エリアに向かっているかを確実にしなければならない。可能であれば、招集スケジュールは競技の各日の開始前に競技者とチームが確認できるようにする。

CR 30. 広告コミッショナー

任命された広告コミッショナーは「競技会における広告および展示物に関する規程（Marketing & Advertising Rules and Regulations）」

が適用され、遵守されていることを管理すると共に、招集所における未解決の問題または発生している問題を招集所審判長と協力して解決する。

〔国内〕CR35. アナウンサー

アナウンサーは観衆に対して各種目の出場者の氏名、（必要に応じて）ナンバー、組、抽選で決まったレーン順あるいは試技順および競技の途中経過などの情報を知らせる。各種目の結果（順位、時間、高さ、距離、得点）は、情報を受け取ったならば、できるだけ早く発表する。〔参照 CR25〕

〔国内〕CR36. 公式計測員

36.1 公式計測員は競技会が行われる前にマーキングと設備の正確性を確認し、その旨を技術総務に証明する。これを確認するために競技場の設計図、図面および最新の計測報告書を見ることが全面的に保証されていなければならない。

〔参照 TR10、26、29、32〕

36.2 本連盟では「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であると認定している。公式計測員は、その確認を技術総務に報告するとともに検定報告書を閲覧できるようにする。

36.3 使用する投てき用器具（投てき物）の確認報告を技術総務に行う。〔参照 CR16〕